

明和町移住支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、首都圏から明和町への移住者に対し、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって首都圏から明和町への移住促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保するために、予算の範囲内において移住支援金を支給するものとし、明和町補助金等に関する規則（昭和56年明和村規則第14号）に定めるもののほか、この告示に定めるものとする。

(支給要件及び移住支援金の額)

第2条 町長は、第1号から第4号の要件を全て満たす転入者に対し、予算の範囲内において、第5号の2人以上の世帯の要件を満たす場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。なお、移住支援金の支給については、転入日に発効していた明和町移住支援金支給要綱に定める要件及び額による。

(1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項を全て満たすこと。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

ウ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として、上記ア、イの対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 明和町に転入したこと。

イ 明和町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 移住支援金の申請時において、転入日の翌日から起算して1年以内である

こと。なお、年度当初予算の第1回交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付決定日から当該年度の4月1日から転入後1年となる日までの日数、申請受け付けを可能とする。

- (3) 地域の担い手としての役割に関する要件として、次に掲げるアからオのいずれかに該当すること。

ア 就職に関する要件（一般の場合）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、群馬県が移住支援金の対象として移住・就業マッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、群馬県及び明和町の判断により対象とする場合を除く。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて上記（イ）の求人を行った法人に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、移住・就業マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 就職に関する要件（専門人材の場合）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。
- (イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークに関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しな

い) こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 関係人口に関する要件として、次に掲げる(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 地域や地域の人々との関わりの要件として、次に掲げる a から d までのいずれかに該当すること。

- a 転入前、明和町に連続して1か月以上の居住経験がある者。
- b 転入前、明和町に連続して3か月以上の通勤歴・通学歴がある者。
- c 転入日より前から明和町に親族が居住している者。
- d 明和町へのふるさと納税を直近5年間のうち1年以上している者。

(イ) 地域の担い手の確保に資する業種等への就業あるいは参加要件として、次に掲げる a から d までのいずれかに該当する者であること。

- a 明和町内で就農する者。
- b 明和町内の 家業へ就業する者。
- c 明和町内の企業へ就業する者。
- d 明和町内の地域の守り手となる団体への参画など、地域社会の一員として役割を担い、持続的な協力関係を築いている者。

オ 起業に関する要件として地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））及びその前歴事業を活用して群馬県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

ケ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

コ 申請者は（次号に示す世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世

帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、群馬県及び明和町が認める場合を除く。

サ その他群馬県及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(5) 世帯に関する要件(2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ)次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも群馬県に対して地域未来交付金の交付決定が行われ、群馬県における移住支援事業の詳細が公表された後に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入日の翌日から起算して1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 明和町移住支援金は、明和町Mターン促進奨励金交付要綱(平成30年告示第56号)に係る奨励金と重複して受けることはできない。

(申請)

第3条 申請者は、転入した日の翌日から起算して1年以内(第2条第1項第3号のア又はイの要件を満たす者については、申請時に就業していること)に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 全員が提出必須の書類

ア 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)

イ 移住支援金支給申請書(様式第1号)

ウ 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。世帯向けの金額を申請する場合にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

エ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名)が確認できるものに限る。)

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類

ア 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類

ア 履歴事項全部証明書、開業届の写し、納税証明書等(移住元での在勤地、

在勤期間を確認できる書類)

- (4) 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

ア 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

イ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

- (5) 就職に関する要件での申請者のみ提出が必要な書類(前条1項3号ア又はイの該当者)

ア 就業先企業等の就業証明書(様式第2号又は様式第3号)(雇用形態、応募日等を確認できる書類)

- (6) テレワークに関する要件での申請者のみ提出が必要な書類(前条1項3号ウの該当者)。ただし、イ、ウ、エについては、個人事業主のみを対象とする。

ア 所属先企業等の就業証明書(様式第4号)(自己の意思等を確認できる書類)

イ 業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)

ウ 開業届の写し又は確定申告書の写し

エ 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)

- (7) 関係人口に関する要件での申請者のみ提出が必要な書類(前条1項3号エの該当者)

ア 関係人口要件に係る認定申請書(様式第5号)

イ 認定申請書(様式第5号)内の該当要件を満たすこと証明するために必要な書類(様式第5号別紙1)(様式第5号別紙2)(様式第5号別紙3)等

- (8) 起業に関する要件での申請者のみ提出が必要な書類(前条1項3号オの該当者)

ア 起業支援金の交付決定通知書
(支給決定の通知)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を支給することが適当と認めるときは、明和町移住支援金事業に係る移住支援金の支給決定通知書(様式第6号)を交付し、移住支援金の全額を一括で支給する。

(返還請求)

第5条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等その対象となる移住支援金の受給者においてやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、町長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 次に掲げるアからエのいずれかに該当する場合、全額の返還を求める。

ア 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかになった場合

イ 移住支援金の支給申請日から起算して3年未満に明和町から転出した場合

ウ 移住支援金の支給申請日から起算して1年以内に移住支援金の支給要件を満たす職を辞した場合(第2条第1項第3号のア又はイの要件を満たすことにより移住支援金を受給した場合に限る。)

エ 起業支援事業に係る支給決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の支給申請日から起算して3年以上5年以内に明和町から転出した場合は、半額の返還を求める。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布日から施行し、令和元年6月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。